2　競争に参加する者に必要な資格

㋐　入札参加者の参加要件　入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

⑴　海上保安庁と締結した契約に関し、契約に違反し、又は海上保安庁が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等海上保安庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑶　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑸　海上保安庁が本事業について、アドバイザリー業務を委託する株式会社長大並びに株式会社長大が本アドバイザリー業務において提携関係にあるはぜのき法律事務所及び魚崎建築設計、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

㈱「資本面において関連がある者」とは、当該会社の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。

⑹　入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。

⑺　事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑻　ＰＦＩ法第９条の欠格事由に該当する者でないこと。

㋑　入札参加者の資格等要件　入札参加グループの構成員のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ⑴並びに各業務に応じ⑵、⑶、⑷又は⑸の要件を満たすこと。

なお、⑵、⑶、⑷及び⑸のうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の企業が兼ねることはできない。

また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

⑴　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。

⑵　設計に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。

イ　令和７・８年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」等級に格付けされている者であること。

ロ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ハ　平成27年４月以降において、次の㋑から㋩までに該当する建築物の設計実績があること（一つの建物で㋑から㋩の条件を満たす必要がある。）。

㋑　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

㋺　建築基準法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。

㋩　地階を除く階数が３以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

ニ　次に示す要件を満たす管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。

㋑　配置予定技術者は、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは入札参加表明書等の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

㋺　配置予定技術者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、入札参加表明書等の提出期限の日において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

㋩　ハに示す設計実績を満たしていること。

ホ　管理技術者については、実施設計完了までの間、原則として変更を認めない。

⑶　建設に当たる者は３者までとし、次の要件を満たすこと。

イ　１者の場合は、令和７・８年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において業種区分が「建築工事業」及び「電気工事業」の「A」等級に格付けされている者であること。２者以上の場合は、同業種区分が「建築工事業」及び「電気工事業」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であり、内１者は「A」等級に格付けされている者であること。

ロ　提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有し、営業年数が３年以上ある者であること。

ハ　１者の場合の当該者並びに２者以上の場合の内１者は、平成27年４月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次の㋑から㋩までに該当する建築物の建築一式工事の元請けとして施工した実績を有すること（一つの建物で㋑から㋩までの条件を満たす必要がある。）。２者以上の場合の内１者を除くほかの者については、平成27年４月以降において、その全部の引渡しを行った建築物で、次の㋑及び㋥に該当する建築物の建築一式工事を元請として施工した実績を有すること（一つの建物で㋑及び㋥の条件を満たす必要がある。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上のものに限る。

㋑　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

㋺　建築基準法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。

㋩　地階を除く階数が３以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

㋥　地階を除く階数が３以上であること。

ニ　次に示す要件を満たす監理技術者又は主任担当技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、事業契約締結日から工事開始までの間は配置を要しない。なお、入札表明書等提出時において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって入札参加表明書等を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

㋑　配置予定技術者は、当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは入札参加表明書等の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

㋺　建設工事業に係る配置予定技術者は１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

①　一級建築士の免許を有する者

②　建設業法第15条第２号イ又はロに掲げる者と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者